

介護保険負担限度額認定において非該当と認定された方へ

市町村民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置

利用者負担第4段階の場合でも、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、利用者負担第4段階として食費、居住費の全額を負担した結果、在宅で生活する配偶者等が生計困難になるということがないように、次の特例減額措置が設けられています。

《特例減額措置の内容》

次の条件①から⑥のすべてに該当する方に、条件③に該当しなくなるまで、食費又は居住費若しくはその両方について、利用者負担第3段階の負担限度額が適用されます。

①	属する世帯の構成員の数が2以上であること
②	介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担していること
③	全ての世帯員について、サービスを受けた日の属する年の前年（その日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年）の「公的年金等の収入金額+合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）」を合計した額から、「一割の利用者負担+食費+居住費の年額見込み」を控除した額が80万円以下であること
④	全ての世帯員について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下であること
⑤	全ての世帯員について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
⑥	全ての世帯員について、介護保険料を滞納していないこと

なお、短期入所サービス（ショートステイ）には特例減額措置が適用されません。また、施設入所に伴い世帯を分離した場合、③、④、⑤の世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算します。

さらに、配偶者が同一世帯に属していない場合は、配偶者についても判定の対象になります。

申請の際に必要なものは裏面を御覧ください。

«特例減額措置の申請方法»

負担の軽減を受けるには、介護保険課へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、サービスを利用する際に介護保険施設に提示することが必要です。

申請の際は、次の①～⑤をあわせて御提出ください。

①	介護保険負担限度額認定申請書
②	市町村民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置に係る資産等申告書
③	入所施設の契約書又は重要事項説明書等の写し (施設利用料・食費・居住費の記載があるもの)
④	世帯全員(別世帯の配偶者も含む)の収入額のわかるもの (所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、給与明細、確定申告書の写し、その他収入を証する書類) ※所得証明等をとる必要はありません
⑤	世帯全員(別世帯の配偶者も含む)の預貯金の額がわかるもの (預貯金通帳の写し等)

*①②の申請書は、平塚市webページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

平塚市webトップページ 検索窓 と入力して検索。
ページ下部に掲載

問い合わせ先

平塚市福祉部介護保険課介護給付担当

☎0463-21-8790(直通)